

平成 2 1 年

第 3 回市議会定例会 議案第 8 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 9 月 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 4 4 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（平成 2 1 年 1 0 月から平成 2 3 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

第 12 条 被保険者が平成 2 1 年 1 0 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第 4 条の規定の適用については，同条第 1 項中「3 5 万円」とあるのは，「39 万円」とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

出産育児一時金の支給額を平成 2 1 年 1 0 月から平成 2 3 年 3 月までの間の出産について 3 9 万円とするため